

# 技適未取得機器を用いた実験等の 特例制度及び技適マーク等の表示 方法に関する事業者からの意見

内閣府 規制改革推進室  
令和8年3月19日

1. 技適未取得機器を用いた実験等の特例制度	2
2. 技適マーク等の表示方法	7

# 1. 技適未取得機器を用いた 実験等の特例制度

# 事業者からの意見

	事業者A（自動車部品）	事業者B（人型ロボット）
利用実績	有	有
課題認識	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 届出をしているもののうち、7～8割は180日以内に実験等を終えることができない。</li> <li>● 180日を超過した場合は電波暗室等の適切な場所を確保して実験等を行うが、実験スケジュールの長期化やコストの増加がある。</li> <li>● 実験フェーズごとに目的を変えて再届出を行うこともあるが、正しいやり方なのか懸念がある。同一目的に該当してしまう懸念がある。</li> <li>● 技適の取得には平均2か月の期間を要し、申請費用として1件あたり約100万円程度かかる。技適取得した場合は、規格を変更することができない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 180日では実証期間として不足している。例えば、準備・ソフト開発・外部実験場への移動等で日数を要し、夏と冬をまたぐ動作検証ができない。</li> <li>● 例えば、夏と冬で動作確認を行う場合、季節が異なるため目的を変えた再届出が可能かもしれないが、制度の抜け道となる印象がある。</li> <li>● ロボットは進化が早く、毎年新機種が発表されている状況。180日ごとに技適を取得するのは、オペレーション含めコストが高く、技術の進化についていけなくなる可能性が高い。</li> <li>● モデル番号単位での届出が必要で負担が大きい。（現在負担ないが、近い将来に課題化すると認識。）</li> </ul>
改革の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本特例制度の技術的条件に合致する場合は届出の期間を定めない。期間を定める場合でも、暫定的に措置として2年程度の延長を望む。（過去の実績を踏まえると、2年あれば、すべてではないが、多くのものが1回の届出で終わられる想定している。）</li> <li>● 管理体制の整った企業・施設を対象とした包括的な届出制度等の導入。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 天候・気温などさまざまな環境下でロボットを動かす実験を行う場合、ロボットの制御・データ収集のためにロボットに搭載されている通信機器を使用する必要があるという観点から季節をまたいだ動作検証、また、実証検証～評価までの開発期間を考えると1年程度の期間延長が望ましい。</li> </ul>

# 事業者からの意見

	事業者C（位置情報追跡機器）	事業者D（電気機器）
利用実績	有	無
課題認識	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特例制度の実験期間（180日）が短く、季節をまたいだ長期検証には不十分である。季節変動の影響確認や追加の効果検証など、実験の性質上1年程度の期間が必要なケースがある。</li> <li>● 季節要因や追加検証の必要性から実験目的を変更して再届出することが制度上適切か疑義があり、運用上の判断に迷いが生じている。</li> <li>● 目的変更による再届出は、届出内容の修正に加え、運用中の全機体の一時回収が必要となるなど、実務負担が大きく非効率である。</li> <li>● 180日経過後の技適取得には、認証費用（約30万円）と取得期間（1～2か月）を要し、スタートアップには過重な負担となっている。また、マイナーチェンジの都度、技適の再取得が必要となる点も開発サイクルを阻害する要因となっている。</li> <li>● 数十台～数百台規模の実証実験において、シリアル番号を1台ずつ入力する必要があり、手続きが煩雑で実務上の非効率が生じている。</li> <li>● 実験中の機器を協力企業や実証パートナーへ貸与・共同利用する際のルールが不明確であり、複数拠点・複数事業者での共同実証を行う際に支障が生じている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 180日では実験・開発が完了しない。</li> <li>● 多くの製品は1年程度の開発期間を要し、途中の仕様変更もあるため180日では収まらない。</li> <li>● 180日で終わられず延長もできないため、最初から技適を取得せざるを得ない。</li> <li>● 技適取得費用は、1モジュールあたり約200万円。別製品では約480万円と非常に高額で負担が大きい。</li> <li>● 製品開発において、技適を取得した無線モジュール（半年～1年程度前の世代の古い部品）を使わざるを得ないため、選択肢が狭まり、性能面で競争力に影響が出ることがある。</li> </ul>
改革の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 季節変動を含む実証実験が網羅的に完結できる期間として、特例制度の実験期間を180日から1年へ延長することを求める。また一定条件下での簡素に段階的な延長届出（例：90日単位での更新）を可能にする運用改善を求める。</li> <li>● シリアル番号の入力を不要とし、設計単位での届出を可能にすることで、大規模試験における手続きの効率化を求める。あわせて、CSVやAPI連携による一括登録など届出手続きのデジタル化・効率化を求める。</li> <li>● 実験期間中に技適を取得した機器については、機体を回収することなくそのまま継続利用できる柔軟な運用を求める。</li> <li>● 複数拠点・複数事業者での共同実証を想定した機器の貸与・共同利用に関するガイドラインを整備してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 同じ目的での届出は1回しか認められていないため、更新のような形で、延長できるような運用にしてほしい。</li> <li>● 延長期間は1年が妥当。</li> </ul>

# 事業者からの意見

	事業者E（通信キャリア）	事業者F（電気機器）
利用実績	無	無
課題認識	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 通信キャリアのLTE、4G、5Gを利用して実験する制度利用者から180日では足りないとの声を多数聞いている。 ※第一号包括免許人（携帯電話事業者等）が電波法第103条の6に基づく必要な許可を取得している場合は、携帯電話事業者等との契約により実験等が可能となる。</li> <li>● 技適取得には10万円単位のコストや、数か月の期間が必要であり、スタートアップは資金・リソース的に厳しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 180日の期間や、同一目的の再届出ができないことは合理性がない。</li> <li>● 1年～2年の実験期間が必要になりうる。</li> <li>● 結果として、最初から技適取得機器しか選択肢に入らず、実験の幅が狭くなってしまふ。製品単価が上がる、製品の性能が劣るといった影響が想定される。</li> <li>● 複数台の機器を使用した大規模な実験の場合、台数分のシリアル番号の入力は負担になると予想される。</li> </ul>
改革の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 180日という期限を変更しはじめると、どのくらいの期間が適切なのか設定が難しい。</li> <li>● 利用者それぞれの事情によって期間も変わるため、現行制度（180日）を維持しつつ、延長もしくは再届出を認める。合計上限は1年が妥当。各社様の利用状況から概ね1年の期間で実験は終了できるものと想定される。</li> <li>● 当該制度の目的からしても1年を超えるようであれば別制度を利用すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 実験内容もその都度変わるため、期間について特に想定しておらず、必要な分だけ延長できるのが望ましい。期間の事前調整等を認めてほしい。</li> <li>● 届出の負担軽減や、実験機器が故障した際の代替機の追加届出を不要にできるため、シリアル番号単位ではなく、設計単位での届出を希望する。</li> </ul>

# 事業者からの意見

	事業者G (電子機器)	事業者H (自動車部品)
利用実績	無	無
課題認識	<ul style="list-style-type: none"> <li>● セルラー（携帯電話事業者が提供するLTE、4G、5Gなど）を特例制度で利用する場合、包括免許人（通信事業者）の許可が必要であり、実験等の段階では情報開示は難しいため、技適を取得せざるを得ない。</li> <li>● FCCやCEマーク等を未取得の場合、届出の添付書類が多く、工事設計認証を取得する場合と同等の負担になる。</li> <li>● 当該特例特例制度は使用用途が限られている（例：試験目的が変われば試験自体は届出の範囲を超えないものであっても届出後の追加別試験ができず、また再度試験が必要になった場合も同じ目的であれば再届出できない）、期間が短い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 研究開発を行うのに180日は短く、同一目的の再届出もできないため、利用実績はない。</li> <li>● 技適取得については、1台ずつで数十万の費用がかかるため、10台となると数百万かかる。試験所（技適を取得する際の認証機関）の空き具合のタイミングで申請できるタイミングが限られるため1か月以上かかる。</li> </ul>
改革の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 以下の内容が認められたら利用を検討したい。</li> <li>①対象技術の拡大（セルラーも免許人の許可を不要とする）</li> <li>②届出の簡易化（機種ごとの台数届出とし、シリアル番号、諸外国の認証、無線従事者による確認などを不要とする）</li> <li>③使用用途、使用期限の拡張 ※一般的に開発から市場に出るまで1年程度を要することが多い。また、追加での別試験や再試験が必要になった場合も許容するなど必要となる実験ができるようにしていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 短くても1年、開発時期を考えると3年の期間があると助かる。開発の想定スケジュール 企画⇒第1試作⇒実証実験（ここが1年程度かかる可能性がある）⇒改修⇒再検証⇒量産開発</li> <li>● 開発日程の変更や一度中断してから再開するケースもあるため、理由を明記の上、同一目的の再届出を可能としてほしい。</li> </ul>

## 2. 技適マーク等の表示方法

# 事業者からの意見

	事業者A（自動車部品）	事業者B（電気機器）
課題認識	<ul style="list-style-type: none"> <li>● IoTの進展・デバイスのスマート化により製品が小型化し、マークの印字面積を確保することが難しくなっている。</li> <li>● 印字ミス・廃棄コストが増加する可能性があり、場合によっては、仕向国ごとに生産ラインを分ける必要が生じ、多大なコストが発生する。1つの製品が生産終了するまでに2億円以上のコストが発生する可能性がある。</li> <li>● 現行法においても直接製品に表示しなくて良い場合についての定めがあるが、要件が限定されており、具体の事例が示されていない。</li> <li>● 例外事由に該当した場合の代替手段も限定されているため、利用が難しい。</li> <li>● 技適の対象製品と高周波利用設備の対象製品を併載する製品では、それぞれ異なる法定マークの表示が求められる（欧米では単一マークで共用）。</li> <li>● 型式指定マークについて、諸外国と比較しても、日本のマークは所要サイズが大きく、表示する情報も多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 電子機器の内部に組み込む無線モジュールの小型化が進んでおり、従来の技適マーク等をモジュール上に表示することが物理的に困難となるケースが増加。</li> </ul>
改革の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 製品本体に直接表示を付すことが困難又は不合理な場合の適用範囲の拡充（通達やQ&amp;Aなど）。</li> <li>● 製品本体に直接表示を付すことが困難又は不合理な場合について、取扱説明書又は包装又は容器のみへの技適マーク及び認証番号の表示を可能とする。</li> <li>● 上記が難しいのであれば、製品への表示を技適マークのみ、その他の情報を取扱説明書に記載する。</li> <li>● 製品表示について技適マークからQRコードへの代替。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現行制度において体内埋め込み型機器等に認められている緩和措置（表示を付すことが困難又は不合理な場合は、当該特定無線設備の取扱説明書及び包装又は容器に表示することも可能）を適用できる範囲の拡大についてご検討いただきたい。</li> </ul>

	事業者C（位置情報追跡機器）	事業者D（電子機器）
課題認識	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 原則、技適マークの本体への物理的印字が義務となっているため、印字コストが生産コストの上昇や製品化リードタイムの長期化を招いている。電子的表示（ウェブ・アプリ・画面表示・パッケージ記載）による代替が認められれば、コスト・スピード両面で負担を軽減できるが、対応可否や手続きが明確でない。</li> <li>● 小型デバイスへの物理表示は現実的に困難なケースが多い。パッケージ等への代替記載は認められているものの、その基準が曖昧であり運用上の判断に迷いが生じる。また、やむを得ず本体に印字する場合、コストも上昇し、製品の意匠が損なわれ、デザイン上の制約が大きい。</li> <li>● B2B向け機器や実証実験・特定環境下での限定利用など、エンドユーザーが限定される用途においても、一般消費者向けと同一の表示要件が課されており、実態に即していない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一定の条件を満たせば、取扱説明書及び包装又は容器に技適マークを表示することが認められている点は評価。環境への配慮を推進しており、紙や包装を極力減らしたい。</li> <li>● 高周波利用設備（型式指定マーク）は、技適マークと一貫せず厳格なサイズの要求がまだにある。</li> <li>● 技適マーク、型式指定マークともに、出荷近くになるまで認証番号が入手できず、製造開始のスケジュールに影響を与えている。</li> </ul>
改革の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 技適マークの電子的表示（アプリ・WEB上の表示・パッケージのみ記載）を正式に認め、対応手続きを明確化することで、生産コストの低減と製品化の迅速化を図ってほしい。</li> <li>● 小型デバイスへの代替表示（パッケージ、取扱説明書記載等）の基準を明確化し、事業者が迷わず判断できるガイドラインを整備してほしい。あわせて、意匠・デザインへの配慮から物理印字が困難な製品への柔軟な対応を求める。（取扱説明書印字での代替可能等）</li> <li>● 実証実験や特定環境下での限定利用など、利用者が限定されるB2B用途については、表示要件の適用を緩和するなど、実態に応じた柔軟な運用を求める。</li> </ul>	<p>技適マーク及び型式指定マークを念頭</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 諸外国のようにQRコードでのデジタル表示を認めてほしい。</li> <li>● QRコードの表示する場所としては製品の取扱説明書や包装、容器を想定しているが、製品に印字する形でも問題ない。ただし、小さな製品だと直接表示は難しいため、その場合は包装への表示を認めてほしい。</li> <li>● QRコードの表示が難しい場合は、認証番号などは取扱説明書に記載し、マークのみ製品に表示することを認めてほしい。</li> </ul>

## 事業者E（自動車部品）

課題認識

- 機器の小型化もあり、機器上表示が難しい製品がある。
- グローバルに展開しており、複数の認可表示をしている小型製品もあり、複数表示が困難な場合は、表示するマークを調整するためだけに同じ製品でも、仕向国によって品番を分けて管理する必要がある。出図管理や現場の段替えなど付随する作業で負担をかけている。

改革の方向性

- 画面や有線ポートを持たない機器も多いため、取扱説明書にQRコードを表示し、読み込んだ先に技適マークを表示をするなどを検討していただきたい。